

木材工芸センターの利用料金制について

1 利用料金制度について

県立 21 世紀の森木材工芸センターでは平成 28 年度から、受益者負担の原則から利用料金制度を導入している。利用料金は、1 人 200 円を上限として、指定管理者が知事の承認を得て、定めることができる。

2 利用者の位置づけ・対応

木材工芸センターを利用する者とは、木工機械等の作業道具を利用する者を指している。県の積算では、木工機械等を利用しない付き添いや、幼児等を対象外としている。

また、木材工芸センターを利用する前には、指定管理者が利用承認を行うこととしている。

このため、利用料金及び利用承認の調整について、その考え方を提案してもらいたい。

3 現行の利用承認形態（参考）

- ① 利用者は、森林館で受付表に必要事項を記載する。
- ② 指定管理者は、受付表に記載された内容と利用者人数を確認し、利用者を承認する。
このとき、木工機械を利用しない場合は、「付き添い」の欄に記載してもらうことで、利用料金対象外であることを確認する。
- ③ 利用料金と木工キット代金を受領する。
- ④ 利用者用のバッジと木工キットを利用者へ渡す。
- ⑤ 利用者用のバッジを付けた人が、木材工芸センターで木工体験ができる。
(バッジを付けてない人は、利用料金対象外であることが分かる。)